

平成23年度計画における上半期の取組状況

I	年金記録問題への対応	1
○	工程表の進捗の状況	2
	（参考資料1）工程表の概要	4
	（参考資料2）年金記録問題の全体的状況	8
	（参考資料3）年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せの進捗状況について	13
	（参考資料4）国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて	17
	（参考資料5）ねんきんネットについて	21
II	国民年金、厚生年金保険の適用・徴収等の状況	26
○	国民年金適用収納業務の状況	27
○	厚生年金保険適用業務の状況	34
○	サービススタンダードの達成状況	39

Ⅲ	年金相談の状況及びお客様の声の状況	41
○	年金事務所の窓口相談状況（待ち時間）	42
○	コールセンターの対応状況（応答率）	44
○	日本年金機構に寄せられた意見・要望・苦情等の状況	46
	（参考資料1）相談に関する改善への主な取組み	49
	（参考資料2）サービス改善への主な取組	54
Ⅳ	内部統制システムの構築その他業務運営に関する重要事項	61
○	日本年金機構の3つの工程表	62
○	組織風土改革の実践	70
○	事務処理誤りの総合再発防止策の取組状況	73
○	情報漏えい事案の再発防止策のためのアクションプランの実施状況	74
○	人事・人材育成関係	77
○	アニュアルレポート2010の発行（別冊）	

I 年金記録問題への対応

工程表の進捗の状況（9月末時点）

I 9月末終了目途の事項の状況

- ① 平成22年3月以前受付分のねんきん特別便
 - 9月末において概ね終了
- ② 平成22年4月から23年3月まで受付のねんきん特別便（処理困難分を除く）
 - 9月末において全て終了
- ③ 平成22年3月以前受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）
 - 9月末において概ね終了
- ④ 平成22年3月以前受付分のねんきん定期便
 - 9月末において概ね終了
- ⑤ 平成22年3月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）
 - 9月末において概ね終了

【参考】 12月末終了目途の事項の状況

- ① 平成22年4月から23年3月まで受付の年金記録確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）
 - 残件数は、処理困難ケースを除き、約200件。（9月の月間処理件数は約80件）
- ② 平成22年4月から23年3月まで受付のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）
 - 残件数は、処理困難ケースを除き、約4千件。（9月の月間処理件数は約6千件）
- ③ 平成22年4月から23年3月まで受付の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）
 - 残件数は、処理困難ケースを除き、約2万件。（9月の月間処理件数は約1万2千件）

II 主要事項の取組み状況

(1) 各種便

- 各取組みの実績について進捗管理を行い、各ブロック本部に対し適宜、確認・指導を実施。
- 11月及び12月の窓口装置（社会保険オンラインシステム）について、第2土曜日の稼働延長（11月12日、12月10日）を実施。

(2) 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ

- 平成23年9月末実績で受託事業者段階で約1,600万人（65歳以上でみると約5割）の突合せ作業を終了した。一方、職員処理工程については、工程の見直し、補正処理の簡素合理化等を集中的に実施することにより通知発送数の改善に努めているところ。

※ 通知作成数（週平均）

平成23年4月	5月	6月	7月	8月	9月
1,276件	3,186件	10,711件	7,944件	8,254件	7,798件

(3) 国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

- これまでに約325万件の不一致記録の調査依頼を受け付け、うち約211万件（約65%）について第一次審査を終了。
- 今後は、種別相違事案（代行部分の二重給付又は不支給）への対応等を行うとともに、年金局において全厚年基金を対象に突合せ作業の進捗状況調査を行い、調査依頼未提出の基金からの早期提出を促すこととしており、それに基づいて作業の促進を図る。

(4) ねんきんネット

- 「ねんきんネット」のアクセス数は、本年9月末段階で月間約32万件（機構のホームページアクセス件数約100万件／月の約3分の1を占める）となっており、今後、日本年金機構の年金事務所、コールセンターとともに第3のお客様窓口の役割を果たすように充実に努める。
- これまでの年金記録の確認機能に加え、本年10月31日より、「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの」、「年金を受け取りながら働き続けた場合は」など、ご自身の人生設計に応じた条件にもとづいて年金額の試算を可能とした。



(参考資料 1)

工 程 表 の 概 要

平成 22 年 3 月 26 日
日本年金機構理事会決定
平成 23 年 3 月 25 日改定

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）〈改定〉〈概要〉

	23年度												24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
1 資格照会 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ①22年3月以前受付分 ・一般照会及び特別便 ・黄色便 ②23年3月以前受付分 ・一般照会及び特別便 ・黄色便 (2) 加入者 23年3月以前受付分	処理困難ケース												(備考1) 共済組合等への照会を要するものについては、共済組合等から23年度中に回答を得て処理することを目指す (備考2) 厚生年金等の旧台帳に係る調査において突合せができなかった共済年金受給者について、住基ネットを活用した突合せにより一致した者に対し、23年度中に確認のお知らせを送付	
	処理困難ケース													
	[23年9月末を目途に確認作業を行う]													
	[23年9月末を目途に確認作業を行う]													
	[23年9月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く)]													
	[23年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く)]													
[23年9月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く)]														
2 ねんきん定期便 ①22年3月以前受付分 ②23年3月以前受付分	処理困難ケース												[23年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く)]	
	[23年9月末を目途に確認作業を行う]													
3 受給者等への標準報酬等のお知らせ (受給者便) ①22年3月以前受付分 ②23年3月以前受付分	処理困難ケース												[23年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く)]	
	[23年9月末を目途に確認作業を行う]													
4 標準報酬等の遡及訂正事案	・ねんきん定期便等に対する回答等を踏まえ、21年12月に定められた6.9万件該当事案についての新基準や給与明細書等がある場合における基準等に基づき、記録回復を進める ・滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討													
5 年金事務所段階での記録回復の促進	・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する基準及び、22年4月に定められた脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ更なる記録回復方策を検討													

	23年度										24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
6 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う ・22年9月に「お知らせ」を送付した25年の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない者及び70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす者に対して、きめ細やかな相談対応を行う ・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、必要な対応を行う 											
7 厚生年金基金記録との突合せ	<div style="text-align: right;">〔 24年10月末までに基金等から報告があったものについて 25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める 〕</div> 											
8 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行う ・23年度に、年金事務所において突合せの受付を開始し、申出者に対する突合せを実施するとともに、新規裁定者の突合せについて、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、23年秋以降の実施を検討する ・紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの進捗状況につき、定期的(概ね2か月ごと)に公表する 											
9 再裁定等	<ul style="list-style-type: none"> ○再裁定の進達： 年金事務所における申出受付から本部への進達について0.5か月の平均処理期間を維持する。 ○再裁定の処理： 2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。 ○時効特例給付： 支払いのための期間を概ね2か月程度とすることを目指す。 ○特別加算金の支給： 遅延加算金法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。 											

※環境の整備等

1 「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供

① サービスの向上

- ・秋を目途に、ねんきん見込み額の試算や保険料納付済額の表示など、更なる機能追加を行う。また、自宅でインターネットが利用できない方に対して、「ねんきんネット」で確認できる情報を、協力の得られた市区町村や郵便局において提供を行うとともに、その求めに応じ郵送するサービスの実施について検討を行う。
- ・24年度の「ねんきん定期便」からインターネットによる通知を行うなど日本年金機構が行う情報提供について、郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。

② 年金記録問題への活用

- ・秋を目途に、国民年金特殊台帳の突合せ作業において不一致となった死亡者の情報を「ねんきんネット」から検索可能とする。
- ・24年度以降、約5000万件の未統合記録等について、「ねんきんネット」から、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備作業を進める。

2 ねんきん特別便等の未回答者及び未送達者への対応

- ・ねんきん定期便を送付する際、ねんきん特別便等に回答がない加入者に対する回答の勧奨を実施する。
- ・ねんきん特別便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、秋以降順次、改めて送付を行う。

3 その他

- ・年金相談体制の充実を図る。
- ・年金記録の確認に係る情報など、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

[備考]23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、作業が遅延する可能性がある。

〈各項目について〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者（約1億9百万人）に加入記録を送付（19年12月から20年10月まで）し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。

21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○標準報酬等の遡及訂正事案

不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録（約6.9万件）のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から実施した戸別訪問調査の結果を踏まえ、必要な記録回復を行ってきたところ。さらに、ねんきん定期便や受給者便に対する回答等を踏まえ、約2万件以外の事案についても、必要な記録回復を進めている。

- ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

○再裁定進達

年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

(参考資料2)

年金記録問題の全体的状況

1. 年金記録問題の問題の所在と対策

問題の所在	対 策		備 考
	事 項	内 容	
A. 未統合記録 (5095万件) の解決	①特別便	全ての受給者・加入者に加入記録を送付し、漏れや誤りを本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 名寄せ特別便 19年12月～20年3月 全員特別便 20年4月～20年10月 送付数 約1億873万人
	フォロー アップ 照会	20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認。 21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施し、23年3月までにほぼ終了。	
	②黄色便	未統合記録約5000万件について、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年6月～21年12月 送付数 約262万人
	③グレー便	マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年5月 送付数 約68万人
	④定期便	全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしている。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年4月～ 送付数 22年度 約6610万人
	⑤受給者便	厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年12月～22年11月 送付数 約2632万人
B. 記録の正確 性の確保	①紙台帳等と コンピュータ記録の 突合せ	高齢の年金受給者の方などから順番にコンピュータ記録と紙台帳等の内容を照合し、不一致があった場合には、ご本人にお知らせし確認いただいた上で年金記録を訂正している。	実施時期 22年10月～
	②国民年金特殊台帳 とコンピュータ記録の 突合せ	国民年金特殊台帳（国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの）とオンラインの納付記録との突合せを行った。	実施時期 20年5月～22年6月
	③被保険者記録と 厚生年金基金記録 との突合せ	国の被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業を行い、これらの記録の適正化を進めている。	実施時期：22年4月～
	④標準報酬等の 遡及訂正事案	不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件に該当する記録について記録の回復を進めている。 ・標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。 ・5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。 ・6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	実施時期：20年10月～
	⑤定期便・受給者便等	(前項①～⑤参照)	
(備考1)年金事務所段階における記録回復	年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。 ・厚年遡及訂正事案（給与明細等がある場合、約6.9万件該当事案等） ・厚年脱退手当金事案（いわゆる「まだら事案」等） ・国年事案（確定申告書等がある場合、1年以下または2年以下の未納期間等）		
(備考2)年金記録確認第三者委員会	年金記録の確認について、国（厚生労働省）側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を行う。	開始時期 19年6月～	

2. 対策の作業進捗状況 (23年9月末)

対策	作業進捗状況	
	対象数(A)	処理数(B) (B/A%)
A・未統合記録の 解明	①特別便 (受付数) 約1,290万件	(処理数) 約1,228万件 (95%)
	②黄色便 (受付数) 約152万件	(処理数) 約151.9万件(ほぼ100%)
	③グレー便 (受付数) 約58万件	(処理数) 約58万件(100%)
	④定期便 (受付数) 約210.7万件	(処理数) 約209.4万件 (97%)
	⑤受給者便 (受付数) 約85.6万件	(処理数) 約83.6万件 (97%)
B・記録の 正確性の 確保	①紙台帳等とコンピュータ 記録の突合	約8,100万人(65歳以上の者は約2,700万人)(推定) 約1,598万人(約20%(65歳以上の者で見ると約50%))
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ 記録の突合	3,096万件 3,096万件(100%)
	③被保険者記録と厚生年金基金 記録との突合せ(23年3月末)	(延べ人数) 3,739万人 (注)対象オンライン記録数約4,000万件 について、名寄せ等を行った件数 3,431万人(約92%)
	④標準報酬等の 遡及訂正事案	2万件戸別訪問調査 ※「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」して おり、「記録回復の申立ての意思あり」との回答が あった事案(従業員事案) 1,602件 1,602件(100%)
(備考) 記録回復の申立ての処理状況 (事務所段階・第三者委員会) (速報値)	記録回復の申立て件数(累計) 236,283件 うち年金事務所段階における記録回復 5,595件 (厚生年金 3,942件、国民年金 1,653件) 申立ての取下げ 14,328件 第三者委員会への送付 218,286件 (参考)第三者委員会へ送付されたもの(累計) 218,442件(23年10月2日時点)のうち、 あつせん 94,407件、非あつせん 104,176件、申立ての取下げ等 10,069件	

3. 対策の成果 (23年9月末)

課題	対策	回復人数等
A.未統合記録 (5,095万件) の解決	特別便等 各種便 ①～⑤	1,264万人(平成18年6月以降) [受給者552万人 被保険者等712万人]
B.記録の 正確性の 確保	①紙台帳等とコンピュータ 記録の突合せ	184,622人 [回復見込額の累計(年額)約18億8千万円 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.0万円]
	②国民年金特殊台帳と コンピュータ記録の 突合せ	7.9万件(うち再裁定進達6.9万件) [増額となった方一人当たり平均(年額)約1.4万円]
	③被保険者記録と厚生年金基金 記録との突合せ	93,873件 (オンライン記録につき複数の不一致の理由が ある場合はそれぞれを1件と計上。)
	④標準報酬等の 遡及訂正事案 (23年8月末)	2万件戸別訪問調査 (従業員事案1,602件) 年金事務所段階における 記録回復(2万件戸別訪問 調査対象者以外を含む)

記録訂正による
年金額(年額)
の増額の累計
(平成20年5月以降)

727億円
(143万件)

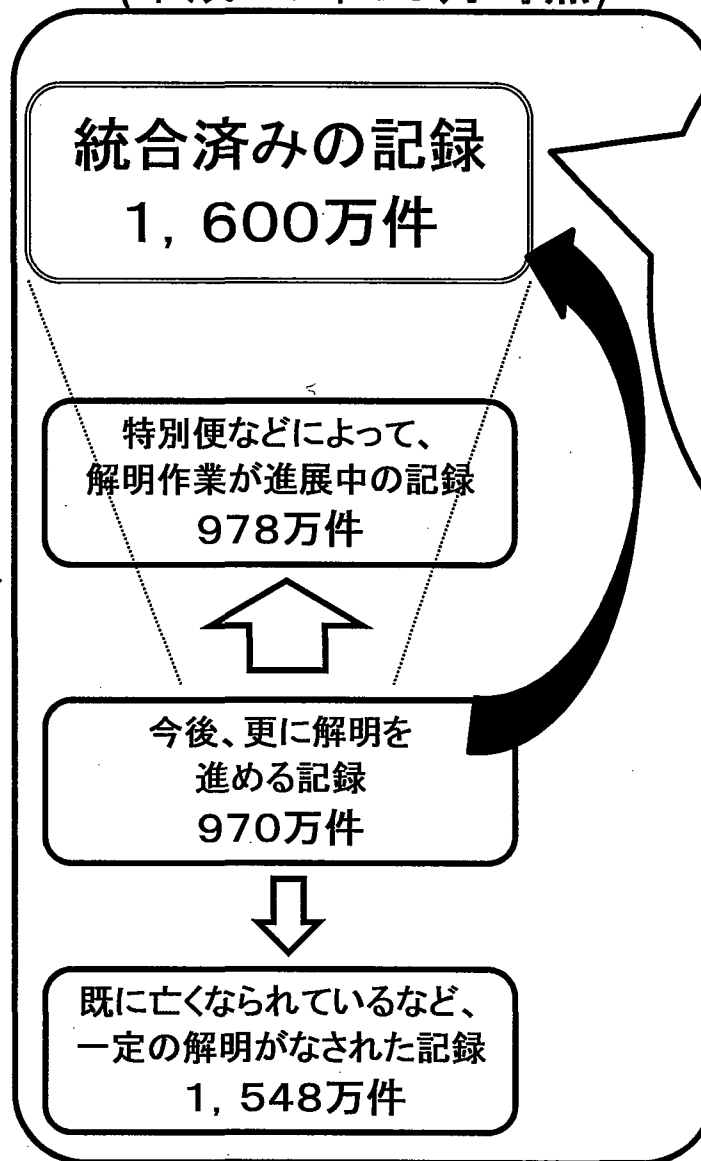
(65歳から受給した
場合の回復総額
(生涯額)
約1.5兆円)

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)

未統合
記録
5,095
万件

(平成23年09月時点)



平成18年6月に
5,095万件あった
未統合記録のうち、
1,600万件
(1,264万人※)
統合済み

※ 人数内訳
受給者 552万人
被保険者 712万人

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

4 記録問題対策の今後のスケジュール

	23年度	24年度	25年度
・年金記録の送付による 解明作業			
・紙台帳とコンピュータ 記録の突合せ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 引き続き、年齢の高い受給者から順次突合せを行う。 ※被保険者の取扱いについては検討中。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 引き続き、受給者の突合せを行う。 </div>	
・厚生年金基金記録 との突合せ			
・ねんきんネット	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 年金見込額等の表示 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 5000万件の未統合記録のネット検索 </div>	
	情報提供		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「定期便」をインターネットで通知 </div>	

(参考資料3)

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せの
進捗状況について

突合せ事業の進捗状況について(平成23年9月末時点)

○審査結果

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
審査開始件数	2,375,688人	7,315,679人	9,493,139人	19,184,506人
審査終了件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	1,425,681人 (1,955,565人)	5,126,335人 (6,367,773人)	5,991,190人 (7,658,341人)	12,543,206人 (15,981,679人)
一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	1,413,560人 (1,887,743人)	5,021,978人 (5,807,254人)	5,891,458人 (6,788,447人)	12,326,996人 (14,483,444人)
不一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	12,121人 (67,822人)	104,357人 (560,519人)	99,732人 (869,894人)	216,210人 (1,498,235人)
職員確認済み件数のうちコンピュータ記録との不一致件数	11,902人	102,368人	90,401人	204,671人
職員確認済み件数のうち新規記録判明件数	219人	1,989人	9,331人	11,539人

○年金回復見込額

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
年金回復見込額累計(年額)	4,279.9万円	55,317.1万円	128,083.8万円	187,680.7万円
年金回復見込額が増額となる受給者等の人数	10,560人	92,066人	81,996人	184,622人
増額となった者1人当たり平均(年額)	4.0千円	6.0千円	15.6千円	10.2千円

○ご本人への通知発送状況

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
記録訂正に係る通知発送件数	10,717件	91,102件	77,256件	179,075件
うち、ご本人からの回答件数	6,494件	58,249件	50,032件	114,775件
記録判明に係る通知発送件数	165件	1,466件	6,569件	8,200件
うち、ご本人からの回答件数	98件	811件	3,614件	4,523件

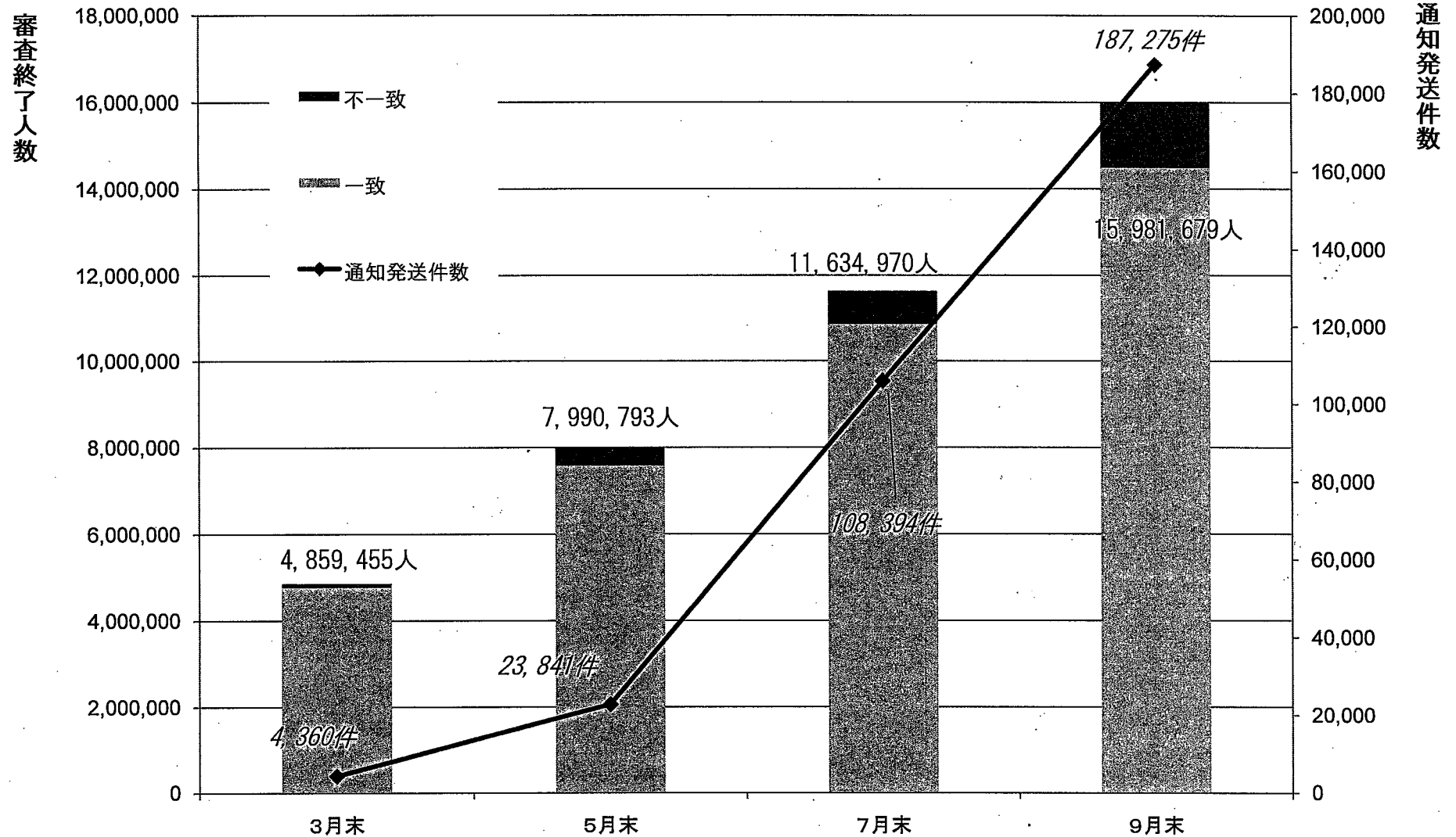
注1) 突合せ作業は、年齢の高い受給者の方から順次、お一人お一人に紐付いた紙台帳等の突合せを行っており、進捗状況は人数ベースで把握している。

注2) 審査結果の人数については、複数の年金を受給されている方等について、一部重複して計上されている。

注3) 審査対象者の年齢は、平成22年10月1日時点での年齢である。

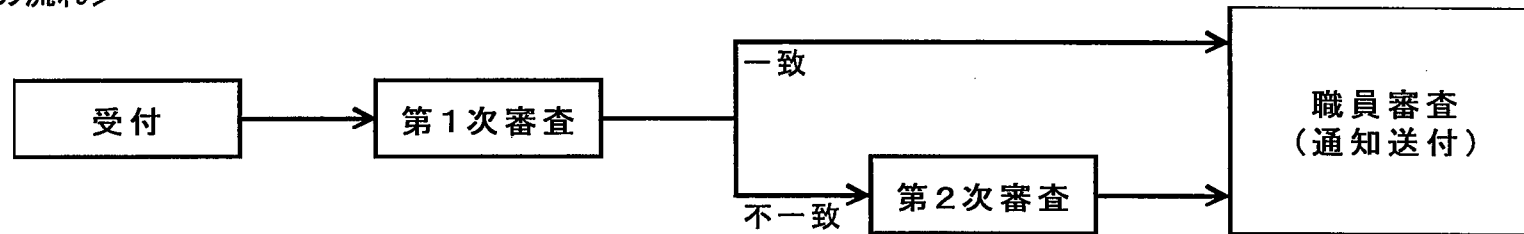
注4) 不一致の案件はご本人に通知し確認をお願いした上で記録補正の可否を判断することから、最終的な結果ではないことに留意が必要である。

突合せ事業の進捗状況について(これまでの進捗の推移)



突合せ事業の実施状況について(概況)

<業務の流れ>



1. 受付・第1次審査・第2次審査

- 立上げから半年程度は、作業スタッフのスキルの向上が進んでいなかったこと等から、第1次・第2次審査において滞留が生じていたが、日々の品質向上策等の結果、現在では概ね順調に推移している。

2. 職員審査（通知送付）

- 第2次審査の結果、通知送付の検討が必要な案件が想定以上に多く、職員審査や通知作成等の作業が追い付いていない状況。

⇒本年10月以降、記録突合センターの職員作業に加えて、支援可能な事務センターや年金事務所においても、作業の一部を担当させることとし、処理体制の拡充を図っているところ。

⇒来年度においては、機構職員の増員を図った上で、職員作業全体を事務センターに移管し、作業体制を強化することを予定している。

(参考資料4)

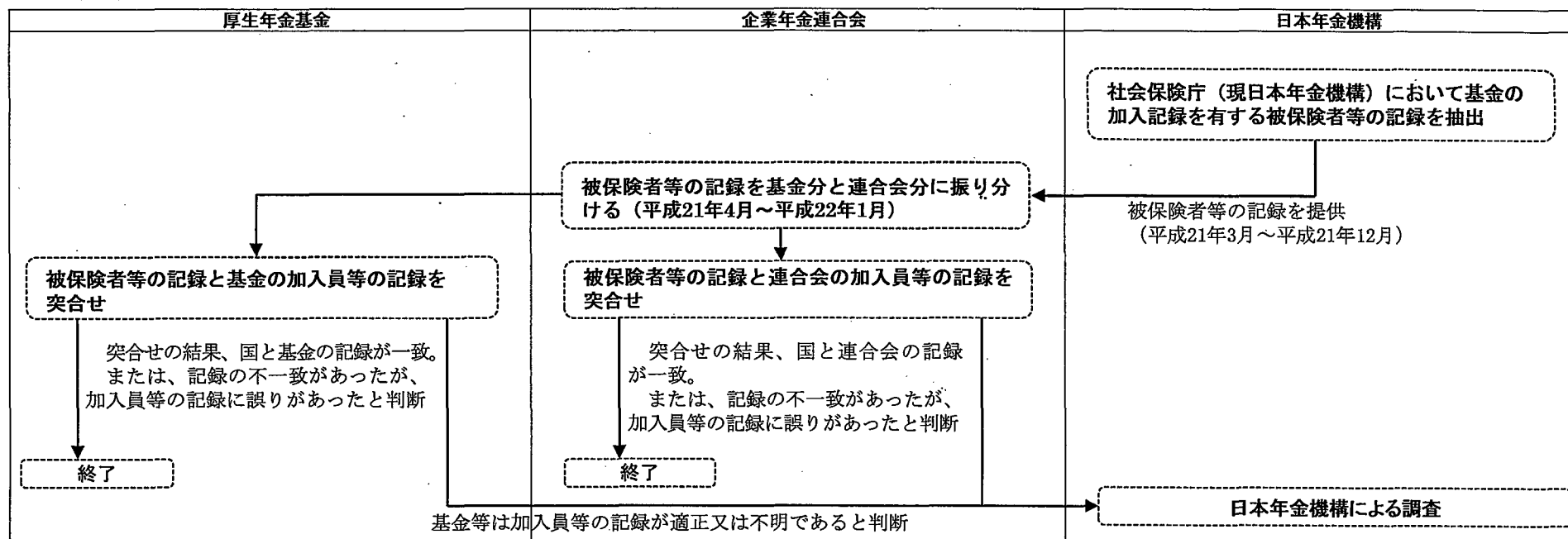
国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

<概要>

- 国の記録と厚生年金基金・企業年金連合会（以下、厚生年金基金等）の記録の双方の整合性を図るため、平成21年3月より社会保険庁（現日本年金機構）から厚生年金基金等に対して、被保険者等の記録の提供を行い、突合せを実施している。
- ・ 日本年金機構から記録の提供を受けた企業年金連合会は、企業年金連合会分と厚生年金基金分の仕分けを行い、厚生年金基金に対し、被保険者等の記録の提供を行う。（平成22年1月に完了）
- ・ 記録の提供を受けた厚生年金基金等においては、記録の突合せを行った結果、双方の記録が不一致の場合には、必要な調査・事業主等に対する確認等を行い、更に要すれば日本年金機構に対して調査依頼を行う。

<参考：国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せ（概略図）>



（注1）突合せ項目は、次の通り

①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因（取得、月・算定・喪失）、⑧標準報酬月額及び標準賞与額

被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況

- 本年9月末までに、被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会から調査依頼があったものについての第一次審査(平成22年4月より本格実施)の実施状況は、下表のとおり。

(平成23年9月末現在)

	23年9月末までの受付件数 (※1)	第一次審査終了(計2,113,822、うち受給権者587,724、被保険者1,526,098)							第一次審査未了
		紙台帳等が国のオンライン記録と一致(国の記録「正」として基金等に回答)	紙台帳等が基金記録と一致				その他(※3)		
			国の記録「誤」として基金等に回答(※2)	うち記録訂正済	「訂正不要」の申出あり又は受給者で減額となるため訂正しないもの	本人に記録訂正の要否を確認したが一定期間経過後も申出なし			
受給権者	922,548	477,977	66,803	46,021	42,193	19,354	1,428	42,944	334,824
被保険者	2,324,144	1,376,597	53,450	47,852	44,248	3,036	2,562	96,051	798,046
計	3,246,692	1,854,574	120,253	93,873	86,441	22,390	3,990	138,995	1,132,870

※1 一人(一オンライン記録)につき複数の不一致の理由がある場合(氏名相違と標準報酬月額相違等)は、それぞれを1件と計上。従って、表の数値は人数(オンライン記録数)ベースの数値ではないことに留意が必要。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの等。

【主な処理促進方策】

- 本事業については、工程表に沿った作業の進捗が図られるよう、以下のような対応を通じて処理促進を図っているところ。
- ・ 各種便の処理が進んだことによる人員のシフト
 - ・ 職員の新規採用
 - ・ 東京、大阪(近畿ブロック)、広島(中国ブロック)において、23年4月1日より拠点を集約化し、体制も強化した上で、集中的な処理を実施
 - ・ 進捗管理の徹底

(参考)年金記録問題への対応の実施計画(工程表)(抄)

7 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら第1次審査及び第2次審査を進める。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

【備考1】被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業について

○第一次審査

- ・ 国の被保険者記録と基金記録が不一致であったものとして基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものについて、機構において、紙台帳等を確認。
- ・ 紙台帳等が基金記録と一致しており、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、原則としてご本人に確認の上、被保険者記録を訂正。ただし、受給者について記録訂正により減額となる場合は、減額をせず、事跡を残す。

○第二次審査

- ・ 第一次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは訂正する。

【備考2】被保険者記録と基金記録の不一致の状況(平成22年9月2日年金記録回復委員会提出資料より抜粋)

○被保険者記録と基金記録の不一致率 :約6.4%(企業年金連合会において確認済みの約2,812万件における不一致率(平成22年5月13日時点速報値))

・資格期間、標準報酬月額等の不一致 :約4.5%

連合会の記録が国の記録より高いケース	約2.3%
連合会の記録が国の記録より低いケース	約2.2%
年金額に影響がないケース	約0.1%

・氏名、生年月日、基礎年金番号の不一致 :約1.8%

○機構への調査依頼件数の粗い試算 :約260万件(厚生年金基金加入履歴を有するオンライン記録約4,000万件の6.4%として機械的に計算)

(注)上記実施状況の表では、一人(一オンライン記録)につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上していることに留意が必要。

(参考資料5)

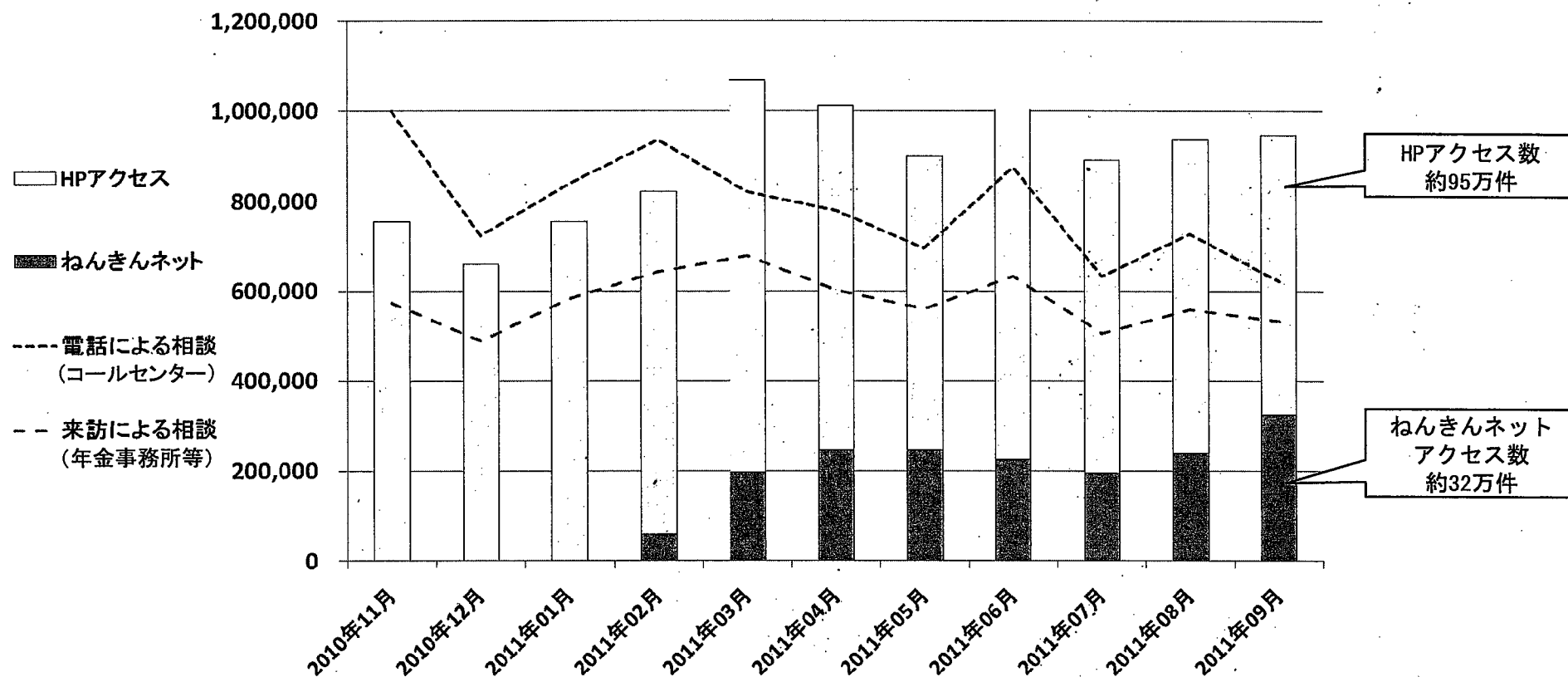
ねんきんネットについて

「ねんきんネット」の利用状況

① 事業開始後約8ヶ月間の状況（平23. 2/28～10/22）

ユーザID発行件数	記録照会件数
402,234	744,853

② 日本年金機構の窓口へのアクセス状況（「ねんきんネット」は日本年金機構の第3のお客様窓口へ）



「ねんきんネット」の2次リリースについて

～日本年金機構の第3のお客様窓口へ～

本年10月31日より、「ねんきんネット」は、これまでの年金記録の確認機能に加え、「年金見込額試算」などの新たなサービスを国民の皆様提供しています。

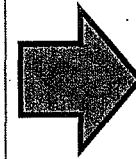
① 「年金見込額試算」サービス

50歳以上の中高年の方

年金の支給開始年齢の繰上げによる減額や、繰下げによる増額、在職中の年金の支給停止額などの試算は、年金事務所等の相談窓口にお越しいただく必要がありました。
(年金事務所等における年間約1,000万件の窓口相談のうち、100～200万件程度が該当)

50歳未満の方

ねんきん定期便の見込額試算では、これまでの加入実績での試算にとどまり、退職年齢まで見越した計算はできませんでした。

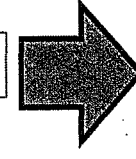


自宅に居ながらにして、年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能になります。

- ✓ グラフで分かりやすく表示します！
- ✓ 5つの試算パターンで比較できます！
- ※ これまでの保険料納付済額も表示

② 年金記録の検索サービス

これまでは、ご自身の年金記録の確認のみが可能でした。



国民年金記録のうち、誤りの可能性のある死亡者の記録について、検索が可能になります。

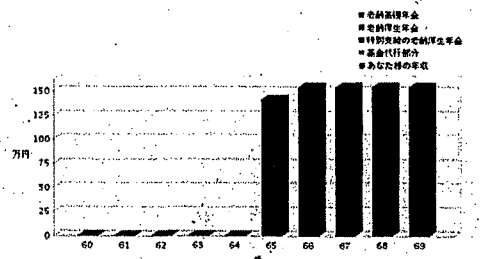
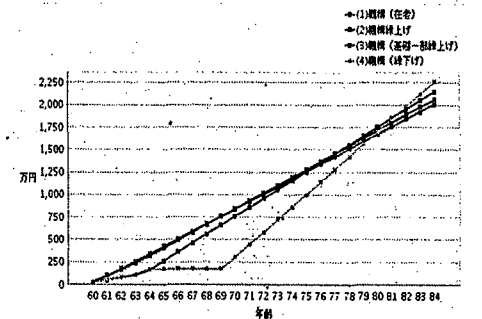
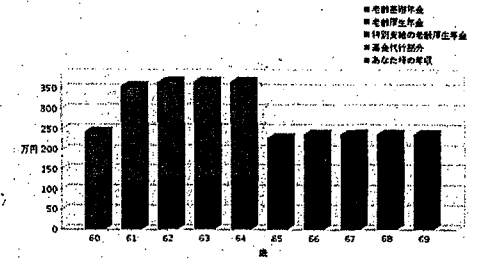
※ 未統合記録5,000万件の検索も検討中

【今後実施を予定】

- ・ 「ねんきん定期便」や「振込通知書」等を電子メールでお知らせ（電子版ねんきん定期便等）
- ・ 国民年金第3号被保険者の不整合記録の確認
- ・ 未統合記録5,000万件の検索

(参考①) 具体的な年金見込額試算の事例

	これまで		サービス開始後
中高年の方	58歳男性の例 ねんきん定期便での見込額(※) 60歳～64歳 795,000円 65歳～ 1,812,500円 ※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提	今後の給料の入力 現在の仕事を継続 65歳まで 給与 240,000円	見込額(在職老齢年金) 60歳～64歳 744,000円 65歳～ 1,910,700円
	58歳女性の例 (国民年金の繰上げ・繰下げ) ねんきん定期便での見込額 65歳～ 756,000円	支給開始年齢の入力 ①60歳への繰上げ ②70歳への繰下げ	① 60歳への繰上げ後の額 60歳～ 533,000円 ② 70歳への繰下げ後の額 70歳～ 1,073,600円
若年の方	33歳女性の例 (厚生年金に13年加入) ねんきん定期便での見込額(※) 380,600円 ※これまでの加入実績のみでの見込額	今後の給料の入力 現在の仕事を継続 60歳まで 給与 200,000円	60歳まで加入後の額 1,356,000円



(参考②) 「ねんきんネット」サービスの概要

年金記録の確認

- ① いつでも、最新の年金記録が確認可能
- ② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易な表示
- ③ 持ち主のわからない記録の検索
 - ・ 国民年金記録のうち、誤りの可能性のある死亡者の記録
 - ・ 未統合記録5,000万件(平成24年度実施予定)

サービス向上

- ① 年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能
- ② 「ねんきん定期便」や「振込通知書」等を電子メールでお知らせ(平成24年4月以降予定)

「ねんきんネット」表示画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和63年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成3年度	41歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成4年度	42歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成5年度	43歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成6年度	44歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

※ 「各月の年金記録」の検索結果に「国民年金・船員保険」に加入していた月を表示しているものと表示しております。

クリックすると
詳細を表示します。

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

前月の標準報酬月額と比較し、大幅(5等級以上)に標準報酬月額が変動した月が存在します。

厚生年金

対象年月	平成3年10月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社
厚生年金基金	基金加入
標準報酬月額	XXX,XXX円
標準賞与額	—